

1. 指定引取場所及び破壊施設

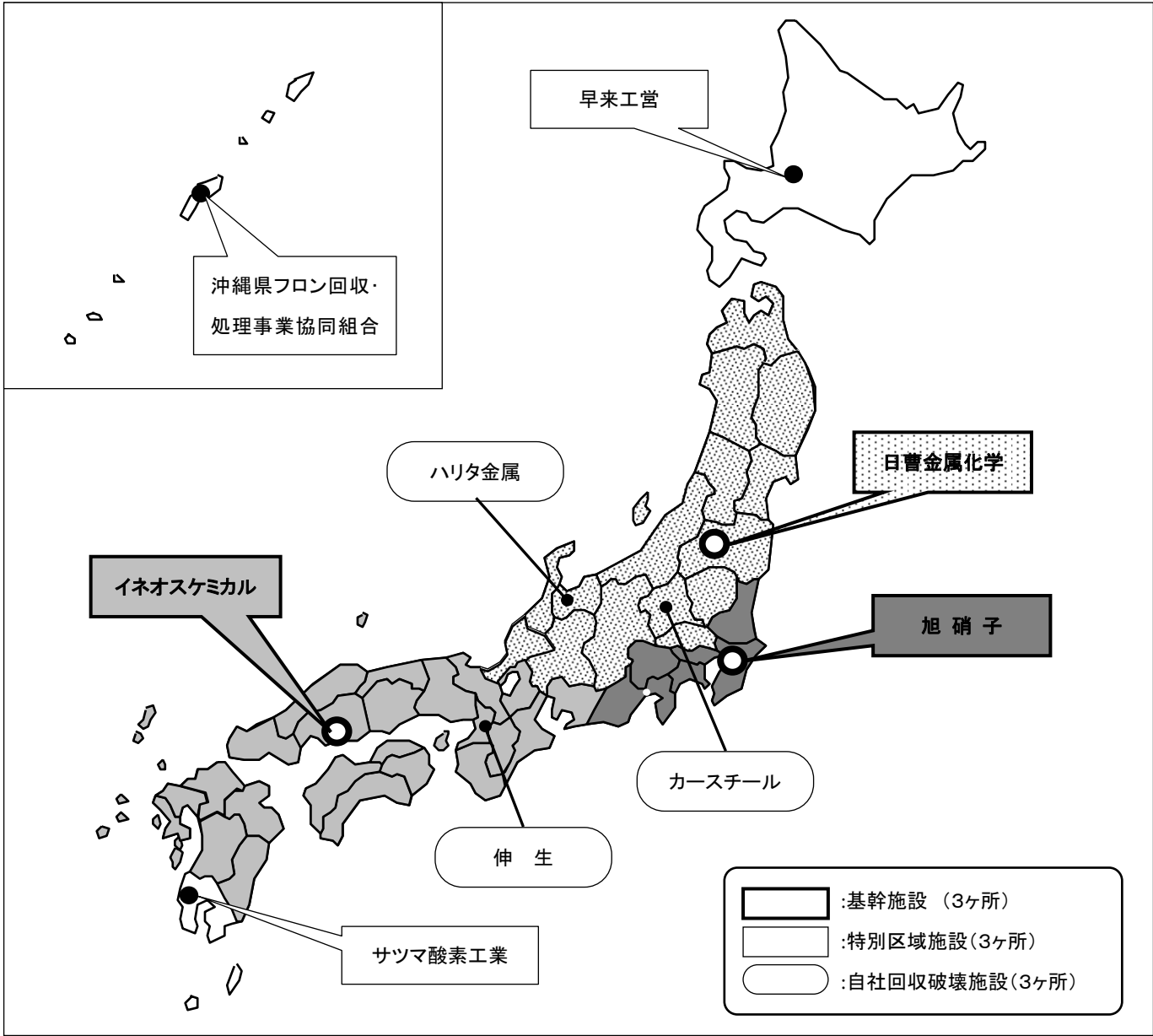
指定引取場所及び破壊施設は、地域性・物流効率化・経済性等を考慮のうえ、以下の分類により設置した。
……………《右記配置図参照》

施設分類	施設の位置づけ及び選定要件	破壊施設
① 基幹施設	＜施設の位置づけ＞ 国内で回収するカーエアコン用フロン類の大半を処理出来る十分な能力を有する大型破壊施設 ＜選定要件＞ ・破壊受入処理能力が200トン／年以上であること ・競争力のある処理コスト	○日曹金属化学(株) 会津工場(福島県) ○旭硝子(株) 千葉工場(千葉県) ○イネオスケミカル(株) 三原製造所(広島県)
② 特別区域施設 (北海道、沖縄、奄美諸島 含む鹿児島)	＜施設の位置づけ＞ フロン類回収業者から基幹施設に大型ボンベ等を運搬するとした場合、相対的に多くの日数を必要とする地域を担当する破壊施設 ＜選定要件＞ ・上記の支障が解消可能な施設であること ・競争力のある処理コスト	○早来工営(株) 札幌工場(北海道) ○サツマ酸素工業(株) (鹿児島県) ○沖縄県フロン回収・処理事業協同組合 (沖縄県)
③ 自社回収破壊施設	＜施設の位置づけ＞ フロン類破壊業者が、自らフロン類回収業者として回収したフロン類の場合、他施設への運搬は効率的でないことから、当該業者において破壊処理を行う施設(取扱台数が一定以上であることが前提) ＜選定要件＞ ・フロン類の回収台数が6000台／年以上であること ・フロン類の運搬のための費用が発生しないこと ・競争力のある処理コスト	○カースチール(株) (群馬県) ○ハリタ金属(株) (富山県) ○(株)伸生 (大阪府)

2. フロン類の運搬

指定引取場所までの運搬については、フロン回収破壊法と同様に、フロン類回収業者が提携運搬会社のヤマト運輸(株)に運賃着払いにて運搬の委託を行う簡便な方式を利用することが可能。
※ ヤマト運輸(株)の運搬委託を利用しない場合、フロン類回収業者が自らまたは他の運搬業者への委託することにより、指定引取場所に運搬する。

《指定引取場所及び破壊施設の配置図》



1. フロン類引取・破壊 実績		引取台数	破壊量
(破壊施設実績)	引取・破壊実績 (05年4月～06年3月)総計	2, 115, 119台	680, 023Kg
	早来工営(株)	103, 242台	30, 972Kg
	日曹金属化学(株)	620, 962台	198, 396Kg
	旭硝子(株)	395, 394台	129, 997Kg
	イネオスケミカル(株)	885, 199台	285, 822Kg
	サツマ酸素工業(株)	28, 418台	8, 719Kg
	沖縄県フロン回収・処理事業協同組合	35, 460台	8, 794Kg
	カースチール(株)	18, 384台	6, 975Kg
	ハリタ金属(株)	12, 448台	4, 301Kg
	(株)伸生	15, 612台	6, 047Kg